

八子保第53号
令和2年4月27日

八街市内の保育園等に在園する
保護者の勤務先事業主の皆様

八街市長 北村 新司
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う保育施設等の臨時休園について

日頃から本市の児童保育行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「緊急事態宣言」が発令され、その後、特に重点的に拡大防止に向けた取り組みが必要である特定警戒都道府県に千葉県が含まれたところです。

また、千葉県知事からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、不要不急な外出について広く自粛を要請されております。

本市の保育施設（保育所・認定こども園・地域型保育事業）につきましては、安全に最大限配慮しながら保育を実施してまいりましたが、市内及び県内で感染が拡大していることや、感染を抑える上で「人と人との接触を抑える」ことが最重要であることを踏まえ、いわゆる「3密」になりやすい保育施設において、利用する児童、保護者及び職員の感染リスクを最小限にするための一層の取組が必要な状況となっております。

こうしたことを踏まえ、本市におきましては、令和2年5月1日から5月31日まで、市内の保育施設（公立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育事業所）について、臨時休園とすることに決定いたしました。医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子ども等の保育が必要な場合を除き、家庭での保育をお願いしております。

事業者の皆様におかれましては、従業員の方やそのお子様を新型コロナウイルス感染症から守るため、保育施設に児童を預けて働いている保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機などの特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先

八街市 市民部 子育て支援課

保育班 TEL 043-443-1693

医療従事者や警察・消防・福祉施設など

具体的には「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」における「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」を指します。

安定的な社会生活の確保又は維持のために必要な事業等の例

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持
 - i 新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
 - ii 医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。
2. 支援が必要な方々の保護の継続
 - i 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
 - ii 生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。
3. 国民の安定的な生活の確保
 - i 自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
 - ii インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）
 - iii 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - iv 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
 - v 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
 - vi 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
 - vii 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
 - viii ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
 - ix 冠婚葬祭関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
 - x メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
 - xi 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）
4. 社会の安定の維持
 - i 社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。
 - ii 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
 - iii 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
 - iv 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
 - v 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
 - vi 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
 - vii 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
 - viii 育児サービス（託児所等）
- ⑤. その他
 - i 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。